

箕面市教育大綱2019

1 大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」（第一条の三）とされています。

2 箕面市教育大綱について

箕面市教育大綱は、予算編成権を有する首長と、教育を所管する教育委員会が、教育に関する方向性を合意し、教育行政をより円滑に進めていくことを目的に、総合教育会議において議論を重ね、策定するものです。

本大綱においてとりまとめた施策については、毎年、振り返りと見直しを行っていきます。

平成31年(2019年)3月29日
箕面市長 倉田 哲郎

1 貧困の連鎖の根絶

貧困家庭で育つ子ども達が自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子ども達の状況を把握し、常に高いレベルで自信と能力、気概をもてるよう、サポートし続ける。

- 支援の必要な貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関による支援につなげるため、子ども成長見守りシステム（データベース）のデータや教育・福祉等の関係機関からの情報をもとに、必要な場合に学校等に子ども成長見守り室が指示を出し、支援方策についてコントロールしていく。
- 既存の学習支援事業や2019年度からトライアル実施する複数の学習支援施策について、子ども成長見守りシステムを活用して客観的な検証を実施し、経済的困窮を背景に持つ子どもへの支援施策として効果的な取り組みを探る。
- 中学校卒業後の支援方策を検討するために、高校との連携について取り組みを進めていく。

2 学校組織体制の再構築

学力・体力・生活状況の向上・改善や、いじめ・不登校などの複雑化・多様化した課題に着実に対応していくため、ミドルリーダー層の確立等により責任体制を整えながら、学校全体の業務の効率化を図り、個々の教員を学校組織全体で支える体制を再構築する。

- 子どもと向き合う時間を確保するため、「学校力向上パイロット校」・「ミニパイロット校」において、ミドルリーダーを中心とした業務改善手法を確立する。また、事務支援員の業務の標準化ができたことから、事務支援員を新たに3校に加配し、今後の全校展開につなげ、教職員の勤務時間の縮減や業務負担の軽減を図る。
- 「学校でしかできない事務」以外の事務すべてを集約する「学校事務センター」の設置により学校事務の効率化・省力化を図り、教員の事務負担の軽減を進める。
- チーム力の高い機動的な学校組織を実現するため、学校全体の業務の効率化を図り、学校における働き方改革を推進する。

3 すべての児童生徒の学力の向上

すべての児童生徒がそれぞれ着実に学力向上を果たせるよう、習熟度別指導へのシフトにより、個々の習熟度に応じたきめ細やかな学習指導体制を構築するとともに、教員の授業力・指導力の更なる向上を図る。

- 箕面子どもステップアップ調査の結果から、習熟度別指導の授業形態などによる学習効果や、児童生徒の個別教科の現状・課題の検証等を行い、学力向上に資する指導方法や授業形態の分析を進める。
- 学力向上に資する教員側への施策として、参考とすべき授業力の高い教員を教員間で見える化し、各教員がその教員の授業を日常的に参観することや、その教員から助言を受けることによって、着実に授業力を伸ばすための機会を確保できる体制を整える。
- 各校の教員への授業に関する指導・助言を専門とし、「箕面の授業の基本」の模範を示すことのできる「教育専門監」を養成し、教員の授業力・指導力の更なる向上を図る。
- 一学級あたりの児童生徒数が学力等に与える影響について、国の加配を活用し、少人数学級の学習効果を検証する。併せて、「ともに学び、ともに育つ教育」を推進するため、支援学級と通常学級の一体的運営を図るとともに、支援学級担任の活用を検討する。

4 児童生徒・青少年の居場所づくり

児童生徒が放課後や長期休業中において、安心安全に、かつ豊かに活動できる居場所づくりや、学校になじめない児童生徒、高校中退者等が学習でき、孤立せず安心して社会とつながる居場所づくりを進める。

- 子どもたちにとって貴重な異年齢交流の場・地域コミュニティへの入り口となる「こども会」に対し、市・市教委が中心となって支援に積極的に取り組み、箕面市地域全体で「こども会」活動の活性化を図る。
- 学習、体験等の各種プログラムや長期休業中の居場所を含む「新放課後モデル事業」を再編する。
- 学校になじめない児童生徒や高校中退者等が学習等の活動を行う居場所づくりを検討するとともに、登校の再開や定着を図るための支援を行う。
- 子どもたちの活躍の場、自己肯定感の向上につながる機会を提供する。

5 子育て支援と外出促進

子育て中の親子が孤独感なく日々過ごすことができるように、地域や同世代の子どもをもつ保護者と繋がりをつくる機会として気軽に集える場を数多く設けるとともに、これらの場や子育て支援事業の情報をタイムリーに提供する。

- 出張子育てひろばや地域の子育てイベント、子育て支援施策などに子育て世代が積極的に参加・利用できるよう更なる内容の充実を図る。また、公園など楽しく過ごせる場の拡充策の一つとして商業施設等のキッズコーナーの活用を図るなど、更なる場の確保を進める。
- 市ホームページやおひさまメールに加え、子育て応援ブックなどあらゆるツールを駆使し、妊娠届時や健診時、出張子育てひろばなどを活用し子育てに関する様々な情報をタイムリーに提供し、外出促進や子育ての悩みの解消に繋げる。
- 子育て中の保護者の要望や満足度などを乳幼児健診時などを活用して継続的に収集・分析することで、真に必要な子育て施策の構築、推進を図る。